

## 公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程

平成24年4月1日

規程第23号

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号及び定款第28条第3項の規定に基づき、公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の役員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、原則として当センターにおいて週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 センターは、定款第28条に基づき総会の決議により定めた、この規程に基づき、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

### (使用人を兼務する常勤役員)

第4条 使用人兼務の常勤役員に対しては、報酬及び費用は支給せず、職員給与規程及び職員旅費規程により支給する。

### (非常勤役員の報酬額及び支給方法)

第5条 非常勤役員の報酬は、役員がセンター業務に従事した際に、その態様に応じてその都度、支給するものとする。

- 2 報酬等及び費用は、同一日において二つ以上の会議等に出席した場合、一つの会議の出席として算出して支給する。ただし、移動を要した場合の費用については、それぞれ算出して支給する。
- 3 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

4 非常勤役員の報酬の額は、別表により予算の範囲において、「役員報酬」で支給するものとする。

(実費交通費)

第6条 役員のセンターの業務上の必要により、交通費が発生する場合は、実費交通費を支給する。

2 実費交通費の支給額及び支給方法については、職員旅費規程を準用する。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の議決により行うものとする

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年6月22日から施行する。

別 表

第5条の額は、下記のとおりとする。

(1) 理事が総会及び理事会に出席したとき	その都度 3,000 円
(2) 監事が総会及び理事会に出席したとき	その都度 3,000 円
(3) その他のセンター業務に従事したとき	その都度 理事 3,000 円、 監事 3,000 円